

○学校指定取扱要綱

昭和57年10月1日

決定

改正 平成13年3月30日

平成19年3月30日

平成19年11月16日

平成22年3月31日

平成25年10月31日

平成27年8月25日

平成28年3月31日

(目的)

第1条 この要綱は、神戸市高速鉄道乗車料条例施行規程（以下「高速鉄道料金施行規程」という。）第4条及び神戸市乗合自動車の乗車料金等に関する条例施行規程（以下「自動車料金施行規程」という。）第12条に定める指定学校の学生・生徒・児童又は幼児に通学定期券及び学生割引団体乗車券を発売する場合に、その対象となる学校の指定及びこれに関連する事項の取扱方を定め、もって事務の適正化を図ることを目的とする。

(指定学校の定義)

第2条 指定学校とは、次の各号のいずれかに該当する学校等をいう。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第1条に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。ただし、通信による教育を行う学校の通信教育部の課程にあつては、交通事業管理者（以下「管理者」という。）が認めたもの。
- (2) 法第124条及び第134条第1項の規定によって設立された学校であつて管理者が認めたもの。
- (3) 前2号以外の国公立の教育施設及びその他の教育施設で専修学校又は各種学校に準ずる教育を施すもののうち管理者が認めたもの。
- (4) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）（以下「児童福祉法」という。）第39条に規定する保育所のうち管理者が認めたもの。
- (5) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）（以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園のうち管理者が認めたもの。

2 指定学校の学生，生徒，児童又は幼児とは，次の各号に掲げる指定学校の部科等（以下「部科」という。）に在学し，教育を受ける者をいう。

(1) 前項第1号に規定する場合

法の定めによる通常の教育課程を行う部科

(2) 前項第2号に規定する学校で法第124条に規定する専修学校の場合

専修学校設置基準（昭和51年文部省令第2号）第2条第1項に規定する学科に属する分野

(3) 前項第2号に規定する学校で法第134条第1項に規定する各種学校の場合

学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）等当該学校の設置に関する法令に規定する部科

（指定条件等）

第3条 前条第1項第2号及び第3号に該当する学校の指定は，設立の告示のあった学校で，次の各号の条件を具備し，かつ管理者が適当と認めたものについて行う。

(1) 修業期間が連続して12箇月以上となっていること。

(2) 授業時数が1年間に700時間以上を基準と定めていること。

(3) 生徒の部科別の定員が20人以上であること。

(4) 教員数が教育課程及び生徒数に応じた必要数おかれていること。ただし，その最低は，3人とする。

(5) 入学期及び卒業期が年2回以内であって固定していること。

(6) 学則に定めている入学期又は卒業期以外の月に入学させ，又は卒業させていないこと。

(7) 1週間の授業日数が5日以上，1週間の授業時数は18時間以上となっていること。

(8) 短期修業又は一部学科の専修を認めていないこと。

(9) 出席率が過去1箇年間を通じて概ね毎月70%以上であること。

(10) 退学率が過去1箇年間を通じて30%以内であること。

(11) 監督庁の認可の日，開校の日のいずれの日からも1箇年を経過していること。ただし，国公立の学校及び教育施設並びに学校教育法第130条の規定に基づき設置の認可を受けた専修学校にあっては，この限りでない。

(12) 資力及び信用が十分であると認められること。

(13) 出席簿，学籍簿の書類が行届いて，指定後身分証明書，通学証明書の発行，取扱いが厳正に行われ得ると認められること。

2 前条第1項第4号に該当する保育所の指定は、次の各号の条件を具備し、かつ管理者が  
適当と認めたものについて行う。

(1) 公立の施設にあつては、児童福祉法第35条第3項の規定に基づき、監督庁に設置の  
届出をした施設であること。

(2) 公立以外の施設にあつては、児童福祉法第35条第4項の規定に基づき、監督庁によ  
る設置の認可を受けた施設であること。

3 前条第1項第5号に該当する認定こども園の指定は、次の各号の条件を具備し、かつ管  
理者が適当と認めたものについて行う。

(1) 幼保連携型認定こども園である場合、公立の施設にあつては、認定こども園法第16  
条の規定に基づき、監督庁に設置の届出をした施設であること。ただし、都道府県、地  
方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市及び同法第  
252条の22第1項に規定する中核市が設置する施設については、この限りでない。

また、公立以外の施設にあつては、認定こども園法第17条第1項の規定に基づき、  
監督庁による設置の認可を受けた施設であること。

(2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園である場合、認定こども園法第3条第  
1項又は第3項の規定に基づき監督庁による認定を受けた施設及び同条第9項の規定  
による公示がされた施設であること。

4 指定期間は、承認の日から3年以内とし、指定期間の終期は、3月31日とする。

(申請)

第4条 第2条第1項第2号から第5号までに規定する指定学校としての指定を受けよう  
とする者は、学校指定申請書類を管理者に提出するものとする。この場合、分校にあつて  
は、本校と別個の学校として申請するものとする。

2 第2条第1項第2号及び第3号に規定する指定学校としての指定を受けようとする者  
にあつては、前項に規定する学校指定申請書類は、次のとおりとする。

(1) 学校指定申請書（様式1）及び学校調査表（様式2）

(2) 設立の告示又は認可書の写し

(3) 学則。ただし、監督庁に届出済みのものであって、次のことがらが記載されている  
もの。

ア 修業年限、学年、学期及び授業を行わない日（休校日）に関する事項

イ 部科の組織に関する事項

ウ 学科、課程及び授業時数に関する事項

エ 部科別の定員及び教職員の組織に関する事項

オ 入学，退学，転学，休学及び卒業に関する事項

- (4) 部科別の在籍生徒現在数及び教員の現在数を記載した書類
- (5) 1週間に行う部科別の授業科目及び授業時数を記載した書類
- (6) 学校所在地の最寄り駅（停留所）及び市営地下鉄，市バスの利用状況を記載した書類
- (7) 校舎見取図及び学校付近見取図

3 第2条第1項第4号及び第5号に規定する指定学校としての指定を受けようとする者にあつては，第1項に規定する学校指定申請書類は，次のとおりとする。

- (1) 学校指定申請書（様式1）
- (2) 認可書等の写し
- (3) 施設所在地の最寄り駅（停留所）及び市営地下鉄，市バスの利用状況を記載した書類
- (4) 施設付近見取図

（指定）

第5条 管理者は，前条の規定による申請のあった場合，これを審査し，指定を適当と認めるものについては，指定学校として指定し，当該学校の代表者に学校指定書（様式3）を交付する。

（指定の取消）

第6条 管理者は，次の各号のいずれかに該当する場合は，当該学校の指定を取消することができる。

- (1) 指定期間を経過した指定学校が引続いて申請をしないとき。
- (2) 指定学校の代表者から休校又は廃校の届出があったとき。
- (3) 指定学校が神戸市高速鉄道乗車料条例，高速鉄道料金施行規程及び神戸市乗合自動車の乗車料金等に関する条例，自動車料金施行規程に違反したとき。
- (4) 指定学校が通学証明書又は身分証明書を使用資格者以外の者に発行したとき。
- (5) その他，管理者が指定学校として不適当と認めるとき。

（実習用通学定期券の発売に伴う取扱い）

第7条 指定学校の代表者が学生又は生徒に学習単位を習得させるため，在籍校所在地と異なる場所にある学校の運動場，工作物，農場，実験場又は実習場に通学定期券によって通わせるときは，次の各号に掲げる事項を記載した実習用通学定期乗車券発売申請書（様式

適宜)を提出するものとする。

- (1) 実習を必要とする理由及び実習期間
- (2) 実習のため通学する学生又は生徒の部科, 学年, 氏名, 年齢及び現住所
- (3) 実習科目及び指導教員の氏名
- (4) 実習先の所在地及び名称
- (5) 実習先最寄り駅(停留所)及び乗車区間

2 前項の規定は, 次の各号の場合に準用する。

- (1) 教育実習のため, 学生又は生徒をその在籍する指定学校の代表者が指定した他の指定学校に通わせる場合
- (2) 学習単位習得のため, 高等学校衛生看護科の生徒をその在籍する指定学校の代表者が指定した実習病院に通わせる場合
- (3) 部活動(第1項に定める学習単位の習得は要件としない)のため, 指定学校のうち中学校, 高等学校に在籍する生徒をその在籍する指定学校の代表者が指定した場所に通わせる場合
- (4) 法に規定する小学校, 中学校, 義務教育学校, 中等教育学校の前期課程, 特別支援学校の小学部若しくは中学部, 又は高等学校(中等教育学校の後期課程を含む)の不登校児童生徒が, 相談・指導を受けるため, 学校外の公的機関や民間施設に通う場合。ただし, 在籍校の校長より, 当該相談・指導を受けた日数を指導要録上の出席扱いとすることができるとの判断を受けている場合に限る。

(通学証明書等発行状況の監査)

第8条 管理者は, 必要に応じて, 指定学校の通学証明書の出納又は発行の適否, 所定の者以外の者に対する発行の有無, その他この要綱に反する取扱いの有無等について, 監査することができる。

(通学証明書等の不正発行に対する取扱い)

第9条 指定学校が通学証明書又は身分証明書を使用資格者以外の者又は割引乗車券類の発売を停止された者に対して発行し, その通学証明書又は身分証明書により, 通学定期券を購入したことが明らかな場合は, 高速鉄道料金施行規程第25条及び第27条並びに自動車料金施行規程第30条の2及び第31条の規定を準用し, 乗車料金及び割増料金をその発行者から収受することがある。

附 則

この要綱は, 決定の日から施行する。

附 則（平成13年3月30日）

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。ただし、……………第14条の規定による改正後の学校指定取扱要綱は、平成11年6月1日から適用する。

附 則（平成19年3月30日）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年11月16日）

この要綱は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成19年法律第96号）の施行の日から施行する。

附 則（平成22年3月31日）

この要綱等は、平成22年3月31日から施行する。

附 則（平成25年10月31日）

この要綱は、平成25年11月1日から施行する。

附 則（平成27年8月25日）

この要綱は、平成27年9月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。